

改正前	改正後
<p>ご家族登録制度規約</p> <p>(平成 30 年 3 月 26 日制定)</p> <p>(令和 <u>4 年 4 月 1 日</u>改正)</p>	<p>ご家族登録制度規約</p> <p>(平成 30 年 3 月 26 日制定)</p> <p>(令和 <u>6 年 10 月 1 日</u>改正)</p>
<p>第 1 条 (制度趣旨) ~ 第 3 条 (制度概要) (略)</p> <p>第 4 条 (利用の要件)</p> <p>(1) 保険契約者は、保険契約ごとに登録ご家族 (日本国内に住所を有する者に限ります。) を 1 名登録することができます。</p> <p>(2) 登録ご家族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者の配偶者 ② 保険契約者の 3 親等内の親族 ③ 被保険者、保険金受取人、指定代理請求人 <p>(3) 保険契約者は、本制度の利用に当たり、次の各号に掲げる事項について、登録ご家族となる者の同意を得ることを要します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本制度を利用すること ② 次条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を会社^[1]へ開示・登録すること ③ 会社^[1]が次条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を被保険者、保険金受取人および指定代理請求人へ開示する場合があること ④ 会社^[1]から連絡を行う場合があること ⑤ 会社^[1]から各種商品・サービスのご案内・提供等を行う場合があること <p>(4) 保険契約者は、本制度の利用に当たり、本制度を利用することおよび会社^[1]が被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に関する情報を登録ご家族に開示する場合があることについて、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人の同意を得ることを要します。</p> <p>備考 (第 4 条) [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。</p> <p>第 5 条 (登録・変更・削除) ~ 第 10 条 (情報の利用) (略)</p>	<p>第 1 条 (制度趣旨) ~ 第 3 条 (制度概要) (略)</p> <p>第 4 条 (利用の要件)</p> <p>(1) 保険契約者は、保険契約ごとに登録ご家族 (日本国内に住所を有する者に限ります。) を 1 名登録することができます。</p> <p>(2) 登録ご家族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者の<u>戸籍上の</u>配偶者 ② <u>保険契約者の直系血族</u> ③ 保険契約者の 3 親等内の親族 ④ 被保険者、保険金受取人、指定代理請求人 ⑤ <u>①②③④のほか、保険契約者の財産の保護等のために契約関係者等に関する情報を含めた契約情報や登録済契約者の行った請求内容等を開示すべき相当な関係があると会社が認めた者</u> <p>(3) 保険契約者は、本制度の利用に当たり、次の各号に掲げる事項について、登録ご家族となる者の同意を得ることを要します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本制度を利用すること ② 次条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を会社^[1]へ開示・登録すること ③ 会社^[1]が次条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を被保険者、保険金受取人および指定代理請求人へ開示する場合があること ④ 会社^[1]から連絡を行う場合があること ⑤ 会社^[1]から各種商品・サービスのご案内・提供等を行う場合があること <p>(4) 保険契約者は、本制度の利用に当たり、本制度を利用することおよび会社^[1]が被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に関する情報を登録ご家族に開示する場合があることについて、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人の同意を得ることを要します。</p> <p>備考 (第 4 条) [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。</p> <p>第 5 条 (登録・変更・削除) ~ 第 10 条 (情報の利用) (略)</p>